

# 石川県公報

令和 4 年 12 月 22 日 (木曜日)

号 外

(第 98 号)

## 目 次

条 例		
○石川県個人情報の保護に関する法律施行条例 (総務課) 1	○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (人事課) 7	
	○石川県自転車の安全で適正な利用及び活用に関 する条例 (生活安全課) 34	

## 条 例

石川県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第三十二号

#### 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人であつて、県が設立したもの（以下「県設立地方独立行政法人」という。）をいう。

##### (条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第三条 実施機関は、法第七十五条第一項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該実施機関が保有している法第七十四条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他令第二十一条第六項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報フ

「ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第七十五条第二項各号に掲げる個人情報ファイル(法第七十四条第二項第九号に掲げるものを除く。)については、適用しない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目(法第七十四条第一項第四号に規定する記録項目をいう。以下この項において同じ。)の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル(同条第二項第九号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この項において同じ。)を条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### (開示決定等の期限)

第四条 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内にななければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (開示決定等の期限の特例)

第五条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

#### (費用の負担)

第六条 法第八十七条第一項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用又は当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

#### (開示請求に係る手数料)

第七条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

#### (行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第八条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
  - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

（石川県個人情報保護審査会への諮問事項）

第九条 実施機関（県設立地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する石川県個人情報保護審査会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（石川県個人情報保護審査会）

第十条 次に掲げる事務を行わせるため、県に、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 前条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議すること。
- 四 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により実施機関から意見を聴かれた事項について審議すること。

（委員）

第十一条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の調査権限)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第十三条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(意見の陳述等)

第十四条 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十五条 審査会は、第十二条第三項の規定による資料の提出、同条第四項若しくは前条の規定による意見書若しくは資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不

服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第十六条 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会の権限に属させられた事項の調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第十七条 審査会は、第十条第一号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第十八条 第十条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（施行の状況の公表）

第十九条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第二十一条 第十一条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（石川県個人情報保護条例の廃止）

- 2 石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第九条及び第十条第三項の規定による旧条例第二条第一項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 一 前項の規定の施行の際現に旧条例第二条第二項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - 二 前項の規定の施行前において旧条例第十条第二項に規定する委託を受けた事務又は公の施設の管理の事務に従事していた者
- 4 附則第二項の規定の施行の日前に旧条例第十二条、第二十五条又は第三十二条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第二項の規定の施行の際現に旧条例第四十一条第一項の規定により県に置かれた同項に規定する石川県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第十一条第二項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、その任命を受けたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 附則第二項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第四十二条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第二項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧条例第三十七条第一項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 8 附則第六項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 9 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第二項の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第三項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第二項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 11 前三項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 12 附則第二項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、

その失効後も、なお従前の例による。

(石川県情報公開条例の一部改正)

13 石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

14 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第四十一条」を「石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第三十二号)第十条」に改める。

(石川県立図書館条例の一部改正)

15 石川県立図書館条例(令和四年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項」に改める。

---

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第三十三号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	150,500	199,000	235,000	266,600	291,400	320,000	363,800	409,100	459,500
	2	151,600	200,800	236,600	268,300	293,600	322,200	366,400	411,500	462,600
	3	152,800	202,600	238,100	269,800	295,700	324,500	368,800	414,000	465,600
	4	153,900	204,400	239,600	271,700	297,700	326,700	371,400	416,400	468,600
	5	155,000	205,900	240,900	273,400	299,500	328,900	373,300	418,300	471,600
	6	156,100	207,700	242,500	275,200	301,500	330,900	375,800	420,600	474,600
	7	157,200	209,500	244,000	277,000	303,300	333,100	378,100	422,700	477,600
	8	158,300	211,300	245,500	279,000	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
	9	159,300	212,900	246,600	280,900	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
	10	160,700	214,700	248,100	282,900	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
	11	162,000	216,500	249,600	284,800	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
	12	163,300	218,300	250,900	286,700	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
	13	164,500	219,700	252,400	288,600	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
	14	166,000	221,500	253,600	290,400	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
	15	167,500	223,200	254,900	291,900	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
	16	169,100	225,000	256,100	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
	17	170,200	226,600	257,400	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
	18	171,600	228,300	258,800	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
	19	173,000	230,000	260,200	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
	20	174,400	231,500	261,700	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
	21	175,700	232,800	263,300	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
	22	178,200	234,400	265,000	305,200	333,900	362,700	411,300	451,300	511,300
	23	180,700	236,000	266,600	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
	24	183,200	237,500	268,200	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
	25	185,600	238,500	270,000	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
	26	187,300	240,000	271,900	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
	27	189,000	241,300	273,600	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700
	28	190,700	242,500	275,300	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900
	29	192,200	243,700	276,900	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
	30	193,900	244,700	278,600	320,900	348,800	377,800	424,600	461,100	520,800
	31	195,700	245,700	280,400	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
	32	197,400	246,700	281,900	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
	33	199,000	247,800	283,100	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
	34	200,400	248,700	284,800	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
	35	201,900	249,600	286,400	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
	36	203,400	250,600	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600

37	204,700	251,500	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
38	206,000	252,800	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
39	207,200	254,000	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
40	208,500	255,300	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300
41	209,800	256,600	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
42	211,100	258,000	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
43	212,400	259,200	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
44	213,700	260,400	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
45	214,800	261,500	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
46	216,100	262,700	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
47	217,400	264,000	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
48	218,700	265,100	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
49	219,700	266,200	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
50	220,800	267,200	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
51	221,800	268,400	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
52	222,800	269,500	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
53	223,800	270,500	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
54	224,700	271,600	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
55	225,600	272,700	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
56	226,500	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
57	226,800	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
58	227,600	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
59	228,300	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
60	229,000	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		
61	229,800	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000		
62	230,600	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100			
63	231,300	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400			
64	231,900	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700			
65	232,500	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000			
66	233,100	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300			
67	233,700	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600			
68	234,400	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900			
69	235,100	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100			
70	235,700	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400			
71	236,200	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700			
72	236,900	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000			
73	237,600	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200			
74	238,200	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500			
75	238,800	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800			
76	239,300	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000			
77	239,900	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200			
78	240,600	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500			
79	241,300	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800			
80	241,800	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

410,200  
410,500  
410,800  
411,000  
411,200

390,900  
391,200  
391,500  
391,700  
391,900  
392,200  
392,500  
392,700  
392,900  
393,200  
393,500  
393,700  
393,900

376,800  
377,400  
377,900  
378,200  
378,600  
379,100  
379,500  
379,900  
380,300  
380,800  
381,200  
381,600  
381,900

338,100  
338,600  
339,100  
339,600  
339,900  
340,300  
340,800  
341,200  
341,500  
341,900  
342,400  
342,800  
343,000  
343,400  
343,900  
344,300  
344,500  
344,900  
345,300  
345,600  
345,900  
346,300  
346,700  
347,100  
347,600  
348,000  
348,400  
348,800  
349,300  
349,700  
350,000  
350,300  
350,800

291,600  
291,800  
292,200  
292,500  
292,800  
293,100  
293,400  
293,800  
294,100  
294,500  
294,800  
295,200  
295,400  
295,600  
295,900  
296,300  
296,500  
296,800  
297,200  
297,600  
297,800  
298,100  
298,500  
298,800  
299,000  
299,300  
299,700  
300,000  
300,200  
300,600  
301,000  
301,300  
301,500  
301,700  
302,000  
302,400  
302,600  
302,800  
303,100  
303,400  
303,800  
304,000  
304,300  
304,600

242,300  
242,900  
243,500  
244,000  
244,500  
245,100  
245,700  
246,200  
246,700  
247,200  
247,500  
247,900  
248,200

81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124

125	304,900									
再任用職員	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 3 条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	給	174,900	190,700	215,600	255,500	297,000	322,100	348,400	382,800	423,800
2		176,600	192,400	217,600	257,300	298,800	324,300	350,600	385,000	425,600
3		178,400	194,200	219,600	259,100	300,600	326,400	352,900	386,900	427,500
4		180,100	196,000	221,600	260,900	302,600	328,400	355,200	389,000	429,400
5		181,500	197,800	223,600	262,600	304,300	330,500	357,200	390,700	430,800
6		183,400	199,900	225,400	264,400	306,200	332,300	359,300	392,700	432,500
7		185,200	202,100	227,400	266,000	308,200	334,000	361,500	394,500	434,100
8		187,100	204,300	229,300	267,700	310,300	335,600	363,700	396,300	435,600
9		188,800	206,300	231,500	268,800	312,100	337,300	365,400	398,100	437,200
10		190,500	208,600	233,300	270,300	314,400	339,600	367,600	400,100	439,000
11		192,200	211,100	235,100	271,700	316,500	341,800	369,600	402,100	440,600
12		193,900	213,400	236,900	272,900	318,500	344,100	371,800	404,200	442,200
13		195,600	215,400	238,700	274,200	320,500	346,100	373,600	405,900	443,300
14		197,600	217,200	240,600	275,500	322,400	348,200	375,700	408,000	444,900
15		199,600	219,000	242,500	276,500	324,000	350,400	377,700	410,000	446,700
16		201,600	220,800	244,400	277,700	325,600	352,500	379,800	412,100	448,500
17		203,700	222,700	245,900	278,400	327,300	354,500	381,400	413,800	450,100
18		205,800	224,400	247,700	279,800	329,600	356,600	383,400	415,500	451,900
19		208,100	226,300	249,500	281,100	331,700	358,600	385,300	417,200	453,700
20		210,400	228,100	251,300	282,400	334,000	360,700	387,300	418,800	455,400
21		212,500	229,900	252,900	283,700	335,900	362,400	389,000	420,500	457,000
22		214,300	231,700	254,200	284,700	337,900	364,400	391,100	422,100	458,700
23		216,000	233,500	255,400	286,000	340,000	366,200	393,200	423,500	460,300
24		217,800	235,300	256,700	287,200	342,000	368,300	395,200	425,000	462,100
25		219,700	236,900	257,900	288,200	343,900	370,000	397,000	426,300	463,600
26		221,400	238,600	259,100	289,800	346,000	372,000	399,000	427,700	465,000
27		223,200	240,300	260,400	291,500	347,900	374,000	401,100	429,200	466,500
28		224,900	241,900	261,500	293,100	349,900	376,000	403,200	430,800	467,800
29		226,800	243,100	262,400	295,000	351,700	377,800	404,700	432,100	469,000
30		228,600	244,900	263,400	296,900	353,800	379,900	406,500	433,800	469,700
31		230,500	246,700	264,600	298,600	355,700	382,000	408,000	435,500	470,400
32		232,300	248,500	265,600	300,400	357,800	384,000	409,900	437,100	471,100
33		233,900	249,900	266,100	302,000	359,200	385,900	411,600	438,600	471,600
34		235,600	251,400	267,300	303,700	361,200	388,000	413,100	440,300	472,400
35		237,300	252,700	268,300	305,500	363,100	390,100	414,700	442,000	473,100
36		239,000	254,100	269,300	307,200	365,200	392,000	416,200	443,600	473,700

37	240,200	255,300	270,100	308,900	367,100	393,700	417,500	445,000	474,000
38	242,000	256,600	271,000	310,500	369,200	395,200	419,000	445,700	474,600
39	243,800	257,800	272,100	312,300	371,200	396,500	420,500	446,400	475,100
40	245,600	258,800	272,900	313,900	373,200	398,000	422,000	447,100	475,600
41	247,000	259,800	273,900	315,300	375,200	399,200	423,500	447,500	476,100
42	248,400	260,900	275,000	316,800	377,300	400,300	424,800	448,100	476,500
43	249,700	261,900	276,000	318,500	379,400	401,300	426,100	448,800	476,900
44	250,900	262,900	276,800	320,200	381,400	402,300	427,300	449,400	477,300
45	252,000	263,500	277,900	321,900	383,100	403,500	428,300	450,200	477,600
46	253,100	264,600	279,300	323,800	384,800	404,700	429,000	450,900	
47	254,100	265,500	280,600	325,700	386,400	405,800	429,800	451,400	
48	254,900	266,600	282,000	327,500	388,100	407,000	430,600	451,900	
49	255,600	267,400	283,700	328,900	389,500	408,300	431,100	452,400	
50	256,500	268,400	285,400	330,500	390,500	409,100	431,500	452,700	
51	257,600	269,400	286,900	331,900	391,500	409,900	431,900	453,000	
52	258,600	270,300	288,300	333,600	392,500	410,600	432,200	453,400	
53	259,100	271,300	289,700	335,100	393,800	411,100	432,500	453,800	
54	260,300	272,100	291,300	336,800	394,900	411,800	432,900	454,000	
55	261,100	273,100	292,900	338,400	396,000	412,500	433,200	454,300	
56	262,200	274,000	294,400	340,200	397,300	413,100	433,500	454,500	
57	263,100	275,000	295,800	341,100	398,600	413,800	433,800	454,900	
58	263,900	276,500	297,400	342,800	399,400	414,200	434,100	455,100	
59	264,700	277,700	299,100	344,400	400,200	414,800	434,400	455,300	
60	265,500	279,100	300,700	346,000	400,900	415,400	434,700	455,500	
61	266,300	280,600	302,100	347,600	401,400	415,800	435,000	455,900	
62	266,900	282,200	303,700	349,300	402,100	416,400	435,300		
63	267,700	283,500	305,300	351,000	402,800	416,900	435,600		
64	268,300	285,000	306,800	352,700	403,500	417,400	435,900		
65	269,400	286,300	308,100	354,300	403,800	417,900	436,200		
66	270,600	287,500	309,800	356,000	404,500	418,500	436,500		
67	271,700	288,900	311,200	357,600	405,200	418,900	436,800		
68	272,600	290,100	312,900	359,200	405,800	419,400	437,100		
69	273,700	291,600	314,400	360,400	406,200	419,800	437,300		
70	275,100	293,000	315,800	361,800	406,700	420,100	437,600		
71	276,300	294,500	317,100	363,100	407,300	420,400	437,900		
72	277,600	295,800	318,600	364,500	407,800	420,700	438,200		
73	278,600	297,000	319,300	365,700	408,300	421,000	438,400		
74	279,800	298,300	320,900	366,900	408,700	421,300	438,800		
75	281,100	299,600	322,400	368,200	409,200	421,600	439,100		
76	282,100	300,900	324,100	369,500	409,700	421,900	439,400		
77	283,200	301,800	325,900	370,800	410,200	422,100	439,600		
78	284,400	303,300	327,600	372,000	410,700	422,400	439,900		
79	285,500	304,500	329,200	373,200	411,300	422,700	440,200		
80	286,200	306,000	330,800	374,400	411,800	423,000	440,500		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

81	287,300	307,300	332,500	375,600	412,200	423,200	440,700
82	288,400	308,700	334,200	376,800	412,800	423,500	441,000
83	289,500	309,800	335,800	377,900	413,300	423,800	441,300
84	290,600	311,200	337,500	379,100	413,500	424,000	441,600
85	291,700	312,100	338,900	380,200	413,800	424,200	441,800
86	292,900	313,700	340,400	380,800	414,300	424,500	
87	293,800	315,000	341,900	381,300	414,600	424,800	
88	295,000	316,500	343,400	381,900	414,900	425,000	
89	296,000	318,000	344,700	382,500	415,200	425,200	
90	297,200	319,500	345,900	383,100	415,600	425,500	
91	298,300	320,900	347,200	383,700	416,000	425,800	
92	299,500	322,400	348,500	384,300	416,400	426,000	
93	300,000	323,700	349,900	384,600	416,700	426,200	
94	301,300	325,000	351,400	385,100			
95	302,400	326,400	352,900	385,700			
96	303,700	327,700	354,400	386,200			
97	304,800	328,900	355,800	386,600			
98	306,000	330,200	357,000	387,000			
99	307,200	331,500	358,100	387,600			
100	308,400	332,800	359,300	388,100			
101	309,600	334,200	360,400	388,500			
102	310,600	335,100	361,500	389,000			
103	311,700	336,200	362,600	389,600			
104	312,700	337,400	363,800	390,100			
105	313,600	338,500	365,000	390,400			
106	314,200	339,600	365,500	390,800			
107	314,800	340,600	366,100	391,300			
108	315,500	341,700	366,700	391,600			
109	316,000	342,900	367,300	391,900			
110	316,500	343,900	367,800	392,400			
111	317,000	344,900	368,300	392,900			
112	317,600	345,800	368,800	393,400			
113	318,400	346,700	369,200	393,700			
114	319,100	347,600	369,600	394,200			
115	319,800	348,600	370,200	394,700			
116	320,500	349,600	370,700	395,200			
117	321,100	350,600	371,100	395,500			
118	321,900	351,100	371,600	396,000			
119	322,600	351,700	372,200	396,500			
120	323,400	352,300	372,700	397,100			
121	324,000	352,600	372,900	397,500			
122	324,300	353,000	373,400	398,000			
123	324,800	353,500	373,900	398,400			
124	325,300	353,900	374,300	398,900			

125	325,600	354,300	374,800	399,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500
126		354,700	375,300						
127		355,300	375,800						
128		355,700	376,300						
129		356,100	376,600						
130		356,500	377,100						
131		356,900	377,600						
132		357,300	378,100						
133		357,500	378,400						
134		358,000	378,900						
135		358,400	379,300						
136		358,700	379,700						
137		359,000	380,000						
138		359,400	380,500						
139		359,900	381,000						
140		360,400	381,500						
141		360,700	381,800						
142		361,200							
143		361,700							
144		362,200							
145		362,500							
再任用職員	242,100	253,800	257,900	289,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の職号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	164,800	207,900	268,100	333,000	417,900
	2	166,300	209,600	270,500	335,200	419,700
	3	167,800	211,200	272,900	337,300	421,500
	4	169,300	212,900	275,100	339,300	423,200
	5	170,900	214,700	277,500	341,400	424,700
	6	172,800	216,300	279,800	343,200	426,200
	7	174,600	218,000	282,000	345,000	428,100
	8	176,400	219,600	284,100	346,600	430,000
	9	178,100	221,400	286,200	348,300	431,800
	10	180,200	223,300	288,500	350,400	433,600
	11	182,200	225,200	290,800	352,500	435,500
	12	184,100	227,100	292,900	354,600	437,300
	13	186,000	228,600	295,300	356,800	439,100
	14	188,200	230,700	297,100	358,800	441,000
	15	190,300	232,700	299,000	360,800	442,800
	16	192,400	234,700	300,700	362,800	444,700
	17	194,600	236,500	302,500	364,400	446,400
	18	196,900	239,200	304,800	366,300	448,200
	19	199,400	241,900	307,000	368,100	450,000
	20	201,700	244,600	309,400	370,100	451,800
	21	204,100	247,200	311,600	371,700	453,400
	22	205,700	250,000	314,100	373,600	455,100
	23	207,400	252,600	316,300	375,400	457,000
	24	209,100	255,300	318,900	377,300	458,700
	25	210,600	257,600	321,300	378,600	460,400
	26	212,100	260,000	323,600	380,400	462,000
	27	213,800	262,500	325,800	382,200	463,600
	28	215,400	264,700	327,900	384,100	465,100
	29	216,900	267,200	330,000	385,900	466,600
	30	218,600	269,500	331,600	387,800	467,900
	31	220,300	271,800	333,200	389,700	469,200
	32	222,000	273,900	334,800	391,700	470,500
	33	223,400	276,000	336,600	393,400	471,700
	34	225,200	278,200	338,700	395,100	472,400
	35	227,000	280,300	340,800	396,700	473,100
	36	228,700	282,200	342,800	398,600	473,800
	37	230,300	284,500	344,900	399,800	474,400
	38	232,100	286,200	347,000	401,300	

39	233,900	288,100	349,200	402,700
40	235,700	289,900	351,300	404,100
41	237,400	291,300	353,200	405,800
42	239,100	293,400	355,400	407,200
43	240,700	295,400	357,300	408,500
44	242,300	297,600	359,400	410,000
45	243,500	299,600	361,200	411,600
46	244,800	302,000	363,200	412,900
47	246,100	304,200	365,100	414,400
48	247,200	306,800	367,100	416,000
49	248,500	309,000	368,700	417,700
50	249,900	311,400	370,500	419,100
51	251,100	313,800	372,400	420,700
52	252,500	316,000	374,400	422,200
53	253,600	318,100	376,200	423,900
54	254,800	319,900	378,000	425,400
55	256,100	321,500	379,800	427,000
56	257,100	323,100	381,500	428,600
57	258,400	325,000	383,000	430,100
58	259,100	327,100	384,600	431,600
59	260,200	329,200	386,300	432,800
60	261,200	331,200	388,000	434,000
61	262,300	333,300	389,200	435,200
62	263,200	335,400	390,600	436,500
63	264,300	337,600	392,000	437,800
64	265,100	339,800	393,300	439,100
65	266,400	341,500	394,700	440,300
66	267,800	343,700	395,900	441,500
67	269,200	345,700	397,400	442,700
68	270,800	347,900	398,800	443,900
69	272,200	349,700	400,100	445,100
70	273,500	351,600	401,400	446,300
71	274,800	353,600	402,800	447,500
72	276,100	355,700	404,100	448,700
73	277,100	357,300	405,400	449,800
74	278,300	359,200	406,800	450,400
75	279,600	361,000	408,200	450,900
76	280,600	362,900	409,500	451,400
77	281,500	364,700	410,700	451,900
78	282,500	366,400	411,900	
79	283,500	368,100	413,200	
80	284,500	369,700	414,600	
81	285,600	371,200	415,900	
82	286,800	372,700	417,100	
83	288,000	374,200	418,100	

再任用職員以外の職員

84	289,200	375,600	419,300
85	290,200	376,700	420,500
86	291,300	378,100	421,700
87	292,300	379,500	422,900
88	293,500	380,800	423,900
89	294,600	382,100	425,000
90	295,700	383,400	426,000
91	296,900	384,600	427,000
92	298,100	385,900	428,000
93	298,600	387,200	428,900
94	299,600	388,300	429,700
95	300,700	389,600	430,500
96	301,900	390,800	431,300
97	302,900	392,200	432,100
98	304,000	393,200	432,500
99	305,000	394,300	432,900
100	306,100	395,300	433,300
101	307,000	396,200	433,700
102	308,100	397,300	434,000
103	309,200	398,400	434,300
104	310,200	399,500	434,600
105	310,800	400,200	434,900
106	311,700	401,100	435,200
107	312,500	402,000	435,500
108	313,400	402,900	435,700
109	314,300	403,700	435,900
110	314,700	404,600	436,200
111	315,100	405,400	436,500
112	315,600	406,200	436,700
113	316,200	406,800	436,900
114	316,600	407,500	437,200
115	317,100	408,200	437,500
116	317,600	408,900	437,700
117	318,200	409,500	437,900
118	318,700	410,000	
119	319,100	410,400	
120	319,600	410,800	
121	320,100	411,200	
122	320,500	411,500	
123	321,000	411,800	
124	321,500	412,000	
125	322,100	412,200	
126	322,400	412,500	
127	322,700	412,800	
128	323,000	413,000	

129	323,200	413,200			
130	323,500	413,500			
131	323,800	413,800			
132	324,100	414,000			
133	324,300	414,200			
134	324,500	414,500			
135	324,700	414,800			
136	325,000	415,000			
137	325,300	415,200			
138	325,500	415,500			
139	325,800	415,800			
140	326,100	416,000			
141	326,300	416,200			
142	326,500	416,500			
143	326,800	416,800			
144	327,000	417,000			
145	327,300	417,200			
146	327,500				
147	327,800				
148	328,100				
149	328,300				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,100				
153	329,300				
再任用職員	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	164,800	180,600	268,100	296,700	407,700
	2	166,300	182,700	270,500	299,300	409,200
	3	167,800	184,800	272,900	302,100	410,700
	4	169,300	187,000	275,100	304,500	412,200
	5	170,900	189,100	277,500	307,000	413,600
	6	172,800	191,100	279,800	309,100	415,000
	7	174,600	193,200	282,000	311,400	416,500
	8	176,400	195,300	284,100	313,600	418,100
	9	178,100	197,500	286,200	315,700	419,500
	10	180,200	200,100	288,500	318,000	420,900
	11	182,200	202,700	290,800	320,400	422,300
	12	184,100	205,300	292,900	322,900	423,600
	13	186,000	207,900	295,300	325,300	424,900
	14	188,200	209,600	297,100	327,200	426,300
	15	190,300	211,200	299,000	329,100	427,700
	16	192,400	212,900	300,700	331,200	429,100
	17	194,600	214,700	302,500	333,000	430,300
	18	196,900	216,300	304,800	335,200	431,600
	19	199,400	218,000	307,000	337,300	432,800
	20	201,700	219,600	309,400	339,300	434,100
	21	204,100	221,400	311,600	341,400	435,200
	22	205,700	223,300	314,100	343,200	436,400
	23	207,400	225,200	316,300	345,000	437,700
	24	209,100	227,100	318,900	346,600	439,100
	25	210,600	228,600	321,300	348,300	440,400
	26	212,000	230,700	323,600	350,100	441,600
	27	213,600	232,700	325,800	352,000	442,600
	28	215,100	234,700	327,900	353,900	443,700
	29	216,800	236,500	330,000	355,800	444,900
	30	218,500	239,200	331,600	357,600	445,700
	31	220,200	241,900	333,200	359,300	446,500
	32	221,900	244,600	334,800	361,200	447,400
	33	223,200	247,200	336,600	362,500	448,300
	34	224,900	250,000	338,700	364,200	448,800
	35	226,600	252,600	340,800	365,700	449,300
	36	228,200	255,300	342,800	367,500	449,800
	37	229,600	257,600	344,800	369,400	450,300
	38	231,400	260,000	346,700	370,900	450,800
	39	233,100	262,500	348,700	372,200	451,300
	40	234,800	264,700	350,600	373,800	451,800

41	374,900	352,100	267,200	236,400	276,000	380,600
42	376,300	353,900	269,500	238,100	278,200	382,200
43	377,700	355,600	271,800	239,700	280,300	383,800
44	379,200	357,300	273,900	241,300	282,200	385,300
45	380,600	359,100	276,000	242,900	284,500	386,700
46	382,200	360,800	278,200	244,400	286,200	388,200
47	383,800	362,100	280,300	245,700	288,100	389,700
48	385,300	363,700	282,200	247,000	289,900	391,100
49	386,700	364,900	284,500	248,100	291,300	392,300
50	388,200	366,400	286,200	249,400	293,400	393,600
51	389,700	368,000	288,100	250,800	295,400	394,700
52	391,100	369,600	289,900	251,900	297,600	395,800
53	392,300	371,000	291,300	253,000	299,600	397,300
54	393,600	372,500	293,400	254,400	302,000	398,500
55	394,700	374,000	295,400	255,400	304,200	399,700
56	395,800	375,500	297,600	256,400	306,800	401,000
57	397,300	377,000	299,600	257,600	309,000	402,200
58	398,500	378,400	302,000	258,600	311,400	403,200
59	399,700	379,800	304,200	259,700	313,800	404,600
60	401,000	381,100	306,800	260,700	316,000	405,900
61	402,200	382,000	309,000	261,900	318,100	407,100
62	403,200	383,200	311,400	262,600	319,900	408,200
63	404,600	384,400	313,800	263,500	321,500	409,400
64	405,900	385,500	316,000	264,100	323,100	410,500
65	407,100	386,400	318,100	265,100	325,000	411,500
66	408,200	387,600	319,900	266,500	327,100	412,700
67	409,400	388,600	321,500	267,600	329,200	413,900
68	410,500	389,700	323,100	268,900	331,200	415,100
69	411,500	390,900	325,000	270,400	333,200	416,500
70	412,700	391,900	327,100	272,000	335,400	417,200
71	413,900	393,000	329,200	273,300	337,600	418,000
72	415,100	394,200	331,200	274,700	339,800	419,200
73	415,700	395,200	333,300	275,500	341,500	419,500
74	416,500	396,300	335,400	276,500	343,400	419,900
75	417,200	397,500	337,600	277,700	345,100	420,300
76	417,700	398,600	339,800	278,700	346,900	420,600
77	418,000	399,500	341,500	279,900	348,700	420,900
78	418,400	400,400	343,400	280,900	350,500	421,300
79	418,800	401,400	345,100	282,100	351,900	421,800
80	419,200	402,400	346,900	283,000	353,700	422,300
81	419,500	403,200	348,700	284,200	355,300	422,800
82	419,900	404,000	350,500	285,000	356,800	423,300
83	420,300	404,700	351,900	286,000	358,300	423,800
84	420,600	405,500	353,700	287,000	359,800	424,300
85	420,900	406,200	354,900	287,900	361,300	424,800

再任用職員以外の職員

86	288,800	356,600	407,000	421,300
87	289,500	358,100	407,700	421,700
88	290,500	359,600	408,400	422,000
89	291,500	360,900	409,000	422,300
90	292,400	362,200	409,700	422,600
91	293,300	363,600	410,200	422,900
92	294,100	365,000	410,900	423,100
93	294,400	366,500	411,300	423,300
94	295,100	367,800	411,700	
95	295,800	369,100	412,000	
96	296,600	370,300	412,300	
97	297,400	371,300	412,600	
98	298,200	372,300	412,900	
99	299,000	373,300	413,200	
100	299,700	374,300	413,400	
101	300,600	375,200	413,600	
102	301,100	376,200	413,900	
103	301,600	377,200	414,200	
104	302,100	378,200	414,400	
105	302,300	379,000	414,600	
106	302,700	379,900	414,900	
107	303,000	380,800	415,200	
108	303,200	381,800	415,400	
109	303,400	382,600	415,600	
110	303,600	383,600	415,900	
111	303,900	384,600	416,200	
112	304,200	385,600	416,400	
113	304,400	386,200	416,600	
114	304,600	387,100	416,900	
115	304,800	388,000	417,200	
116	305,100	388,900	417,400	
117	305,400	389,700	417,600	
118	305,700	390,400		
119	306,000	391,200		
120	306,300	392,000		
121	306,500	392,600		
122	306,700	393,400		
123	306,900	394,100		
124	307,200	394,800		
125	307,500	395,400		
126		396,100		
127		396,600		
128		397,300		
129		398,000		
130		398,600		

131	399,100					
132	399,600					
133	399,900					
134	400,200					
135	400,500					
136	400,800					
137	401,100					
138	401,400					
139	401,700					
140	402,000					
141	402,300					
142	402,600					
143	402,900					
144	403,200					
145	403,400					
146	403,700					
147	404,000					
148	404,200					
149	404,400					
150	404,700					
151	405,000					
152	405,200					
153	405,400					
154	405,700					
155	406,000					
156	406,200					
157	406,400					
再任用職員						
備考1		225,700	271,800	298,800	325,200	406,200

この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	研究職給料表				
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	1	150,800	199,300	285,400	334,300	389,700
	2	151,900	201,900	287,800	336,500	392,600
	3	153,100	204,300	290,100	338,500	395,200
	4	154,200	206,800	292,400	340,400	398,100
	5	155,300	209,300	294,700	342,100	400,200
	6	156,600	211,600	296,600	343,800	402,900
	7	157,900	213,900	298,600	345,400	405,600
	8	159,200	216,100	300,300	346,700	408,300
	9	160,200	218,200	302,100	348,400	410,800
	10	161,900	220,500	304,500	350,400	413,400
	11	163,500	223,000	306,800	352,500	416,100
	12	165,100	225,300	309,300	354,400	418,900
	13	166,500	227,300	311,400	356,500	421,500
	14	168,400	229,800	313,900	358,400	424,200
	15	170,300	232,300	316,300	360,200	427,000
	16	172,300	234,700	319,000	362,100	429,700
	17	173,900	236,900	321,400	363,800	432,200
	18	176,000	239,700	323,600	365,700	434,800
	19	178,100	242,600	325,600	367,400	437,300
	20	180,100	245,500	327,600	369,400	440,000
	21	182,200	248,000	329,700	370,900	442,500
	22	184,400	250,700	331,300	372,900	445,100
	23	186,600	253,200	332,700	374,600	447,700
	24	188,900	255,900	334,100	376,500	450,200
	25	190,900	258,400	336,000	377,900	452,400
	26	193,100	260,800	337,900	379,600	454,700
	27	195,200	263,100	339,700	381,500	457,200
	28	197,300	265,200	341,500	383,400	459,700
	29	199,400	267,700	343,400	385,100	462,200
	30	200,900	269,800	345,100	387,000	464,700
	31	202,700	271,800	346,600	388,900	467,200
	32	204,400	273,800	348,300	390,800	469,700
	33	206,200	275,500	349,500	392,400	472,000
	34	208,100	277,500	350,900	394,200	474,400
	35	210,000	279,500	352,200	395,800	476,800
	36	211,900	281,300	353,700	397,700	479,300
	37	213,400	283,200	354,900	398,900	481,800
	38	215,300	284,300	356,400	400,400	484,300
	39	217,200	285,500	357,600	401,800	486,700

40	219,100	286,700	359,000	403,200	489,200
41	220,900	287,900	359,700	404,600	491,500
42	222,800	288,800	360,800	405,900	493,700
43	224,700	289,200	362,000	407,400	495,900
44	226,600	289,900	363,100	409,000	498,100
45	228,300	290,600	364,200	410,400	499,800
46	230,300	291,700	365,400	411,600	501,300
47	232,100	292,800	366,700	413,200	502,900
48	233,900	293,900	367,800	414,800	504,400
49	235,500	295,100	368,900	416,100	506,100
50	237,000	296,300	370,200	417,500	507,500
51	239,000	297,300	371,500	419,000	508,900
52	240,600	298,200	372,800	420,400	510,400
53	241,900	299,300	373,500	421,800	511,500
54	243,600	300,300	374,500	423,200	512,700
55	245,200	301,500	375,400	424,600	513,900
56	246,700	302,400	376,400	426,000	515,100
57	247,900	302,900	377,200	427,100	516,000
58	249,100	303,700	378,000	428,400	517,000
59	250,000	304,700	378,700	429,800	518,000
60	250,900	305,600	379,400	431,100	519,000
61	251,900	306,500	380,000	431,900	520,100
62	252,800	307,600	380,700	432,800	521,000
63	253,700	308,700	381,600	433,800	521,700
64	254,600	309,800	382,500	434,700	522,500
65	255,500	310,600	383,100	435,600	523,300
66	256,400	311,700	383,900	436,400	524,100
67	257,200	312,600	384,700	437,000	524,900
68	257,800	313,700	385,500	437,800	525,700
69	258,600	314,700	386,100	438,200	526,400
70	259,900	315,700	386,800	438,900	527,200
71	261,200	316,800	387,500	439,400	528,000
72	262,400	317,900	388,200	439,900	528,800
73	263,700	318,400	388,900	440,400	529,500
74	265,100	319,400	389,500		
75	266,300	320,500	390,100		
76	267,300	321,600	390,800		
77	268,300	322,700	391,500		
78	269,400	323,700	392,100		
79	270,600	324,600	392,700		
80	271,600	325,500	393,300		
81	272,800	326,600	393,900		
82	274,000	327,400	394,500		
83	275,200	328,100	395,100		
84	276,200	328,900	395,700		

再任用職員以外の職員

別表第 5 (第 3 条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1		254,200	339,200	401,400	472,800
2		256,700	342,200	404,300	475,100
3		259,200	345,000	406,900	477,300
4		261,700	347,900	409,600	479,600
5		263,900	350,600	412,000	481,900
6		267,700	353,600	414,300	484,100
7		271,600	356,800	416,400	486,300
8		275,400	359,600	418,300	488,500
9		279,000	362,000	420,500	490,500
10		283,000	364,600	423,200	492,600
11		287,000	367,300	425,800	494,700
12		291,000	370,100	428,500	496,800
13		294,700	373,000	430,900	498,900
14		298,700	376,500	433,400	501,000
15		302,600	379,500	435,800	503,100
16		306,400	383,100	438,300	505,200
17		310,000	386,500	440,400	507,300
18		313,600	389,200	442,800	509,300
19		317,100	391,700	445,100	511,300
20		320,600	394,300	447,500	513,300
21		324,200	397,100	449,000	515,100
22		327,900	399,300	451,400	516,900
23		331,300	401,200	453,700	518,800
24		334,600	402,800	456,000	520,700
25		338,100	404,800	458,000	522,500
26		340,600	407,100	460,300	524,300
27		343,200	409,300	462,500	526,100
28		345,500	411,600	464,800	527,900
29		347,900	413,900	466,900	529,500
30		349,700	416,000	469,200	531,300
31		351,500	418,000	471,500	533,100
32		353,500	420,100	473,700	534,900
33		355,800	422,000	475,700	536,500
34		358,100	423,800	477,800	538,300
35		360,200	425,600	479,900	540,000
36		362,500	427,600	482,100	541,800
37		364,600	429,500	484,200	543,400
38		367,000	431,500	486,000	545,000

85	277,300	329,400	396,200	
86	278,300	329,900	396,700	
87	279,400	330,400	397,300	
88	280,400	330,900	398,000	
89	281,200	331,200	398,400	
90	282,400	331,700		
91	283,400	332,200		
92	284,600	332,700		
93	285,500	333,000		
94	286,500	333,400		
95	287,500	333,900		
96	288,500	334,400		
97	288,800	334,900		
98	289,700	335,400		
99	290,400	335,900		
100	291,300	336,400		
101	292,200	336,900		
102	292,900	337,400		
103	293,600	337,900		
104	294,300	338,400		
105	295,000	338,900		
106	295,500	339,300		
107	296,000	339,800		
108	296,500	340,200		
109	296,700	340,700		
110	297,100	341,100		
111	297,400	341,600		
112	297,700	342,000		
113	298,000	342,500		
114	298,300	342,900		
115	298,600	343,400		
116	298,900	343,800		
117	299,200	344,300		
118	299,600	344,700		
119	299,900	345,100		
120	300,300	345,500		
121	300,600	345,900	284,200	385,300
再任用職員	218,000	259,300	326,700	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	369,200	433,400	487,800	546,500
40	371,200	435,400	489,600	548,100
41	373,400	437,200	491,300	549,600
42	374,400	439,100	493,100	551,000
43	375,200	440,800	494,900	552,400
44	375,900	442,600	496,700	553,700
45	377,100	444,400	498,300	554,900
46	378,500	446,200	500,000	555,900
47	380,000	448,000	501,800	556,900
48	381,500	449,700	503,600	557,900
49	382,600	451,500	505,200	558,900
50	383,600	453,200	506,500	559,800
51	384,600	455,000	507,800	560,700
52	385,400	456,800	509,100	561,600
53	386,300	458,700	510,100	562,400
54	387,200	459,900	511,400	563,300
55	387,900	461,100	512,700	564,200
56	388,800	462,300	514,000	565,100
57	389,500	463,500	515,000	566,000
58	390,400	464,500	515,800	567,000
59	391,200	465,500	516,600	567,900
60	392,000	466,500	517,400	568,600
61	392,500	467,300	518,300	569,500
62	393,000	468,000	519,100	570,400
63	393,400	468,700	520,000	571,300
64	393,900	469,400	520,800	572,200
65	394,200	470,100	521,700	573,100
66		470,800	522,700	
67		471,500	523,400	
68		472,100	524,300	
69		472,400	525,200	
70		473,100	526,000	
71		473,800	526,900	
72		474,500	527,800	
73		474,900	528,600	
74		475,500	529,500	
75		476,200	530,400	
76		476,900	531,100	
77		477,300	531,900	
78		477,900	532,800	
79		478,500	533,700	
80		479,000	534,600	
81		479,600	535,400	
82		480,100	536,300	
83		480,700	537,200	

再任用職員  
外の職員

84	481,200	538,100	467,100
85	481,600	538,900	
86	482,200	539,800	
87	482,600	540,700	
88	483,100	541,600	
89	483,600	542,400	
90	484,200		
91	484,800		
92	485,200		
93	485,700		
94	486,300		
95	486,900		
96	487,500		
97	488,000		
再任用職員	339,400	393,900	467,100
	296,900		

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,500	192,000	227,300	253,000	282,800	327,800	372,000
	2	156,900	193,600	228,900	254,100	284,700	329,800	374,700
	3	158,300	195,200	230,600	255,300	286,800	332,000	377,300
	4	159,700	196,800	232,200	256,600	288,800	334,200	380,000
	5	160,900	198,300	233,600	257,800	290,900	336,000	382,400
	6	162,700	199,800	235,200	259,000	293,000	338,200	385,100
	7	164,400	201,400	236,700	260,100	294,200	340,200	387,700
	8	166,000	202,900	238,300	261,100	296,900	342,400	390,400
	9	167,600	204,500	239,200	262,400	298,700	344,200	392,500
	10	169,300	206,200	240,600	263,100	300,600	346,300	394,800
	11	170,900	207,800	242,000	264,000	302,200	348,400	397,100
	12	172,700	209,500	243,100	264,800	303,800	350,500	399,300
	13	174,100	210,900	244,600	265,900	305,800	352,000	401,400
	14	175,900	212,500	245,900	267,000	307,700	354,000	403,400
	15	177,800	214,100	247,100	268,200	309,800	356,000	405,400
	16	179,600	215,700	248,400	269,300	311,800	358,000	407,500
	17	181,500	217,100	249,200	270,800	313,900	359,800	409,300
	18	183,000	218,700	250,400	272,600	315,900	361,800	411,300
	19	184,800	220,400	251,500	274,300	318,000	363,800	413,200
	20	186,600	222,100	252,600	276,000	320,100	365,800	415,300
	21	188,200	223,400	254,000	277,700	321,900	367,600	417,100
	22	189,700	224,900	254,800	279,400	323,900	369,600	418,700
	23	191,200	226,300	255,700	281,100	325,700	371,700	420,300
	24	192,700	227,800	256,600	282,700	327,700	373,800	421,800
	25	194,300	229,000	257,600	284,400	329,400	375,200	423,300
	26	195,600	230,500	258,700	286,100	331,300	377,000	424,600
	27	197,100	231,800	259,800	287,900	333,300	378,800	425,900
	28	198,500	233,000	261,000	289,500	335,300	380,500	427,200
	29	200,000	234,200	262,400	290,900	336,600	382,300	428,500
	30	201,200	235,500	264,000	292,500	338,400	383,800	429,700
	31	202,500	237,000	265,600	294,100	340,100	385,400	430,900
	32	203,800	238,300	267,100	295,800	341,900	387,100	432,000
	33	205,200	239,300	268,400	297,500	343,600	388,400	433,200
	34	206,600	240,600	270,100	299,200	345,400	389,700	434,400
	35	207,900	241,500	271,800	301,000	347,300	391,000	435,600
	36	209,300	242,700	273,400	302,800	349,100	392,200	436,800
	37	210,400	244,000	274,800	304,100	350,900	393,300	438,100
	38	211,700	245,100	276,300	305,800	352,600	394,500	439,000
	39	213,000	246,200	277,900	307,300	354,200	395,600	439,400

40	214,300	247,300	279,300	308,900	356,000	396,700	440,100
41	215,400	248,400	280,500	310,600	357,200	397,600	440,600
42	216,600	249,300	281,900	312,300	358,300	398,400	441,000
43	217,800	250,200	283,400	314,000	359,500	399,200	441,400
44	219,000	251,000	284,900	315,700	360,700	400,000	441,800
45	220,100	252,100	286,400	316,600	361,900	400,400	442,200
46	221,200	253,400	288,100	318,000	362,700	401,000	442,600
47	222,200	254,700	289,800	319,500	363,900	401,500	443,000
48	223,200	255,900	291,400	321,100	365,000	401,900	443,300
49	224,100	257,400	292,600	322,500	366,000	402,300	443,600
50	225,000	258,800	294,200	323,800	367,000	402,600	444,000
51	225,900	260,000	295,500	325,000	368,000	402,900	444,300
52	226,800	261,200	297,100	326,300	369,000	403,200	444,600
53	227,100	262,200	298,400	327,400	369,800	403,500	444,900
54	227,900	263,500	299,900	328,400	370,600	403,800	
55	228,500	264,800	301,300	329,500	371,500	404,100	
56	229,300	265,900	302,800	330,500	372,400	404,400	
57	230,100	266,700	303,800	331,000	372,900	404,700	
58	230,800	267,900	305,000	331,900	373,700	405,000	
59	231,400	269,100	306,200	332,700	374,500	405,300	
60	232,000	270,200	307,600	333,600	375,300	405,700	
61	232,700	271,100	308,900	334,400	375,700	405,900	
62	233,300	272,300	310,100	334,700	376,400	406,200	
63	233,900	273,400	311,400	335,300	377,100	406,500	
64	234,600	274,500	312,600	336,000	377,800	406,800	
65	235,200	275,300	314,100	336,600	378,200	407,000	
66	235,900	276,400	314,900	337,300	378,800		
67	236,600	277,300	315,700	338,000	379,500		
68	237,300	278,400	316,500	338,700	380,100		
69	237,900	279,400	317,100	339,400	380,500		
70	238,500	280,400	317,800	339,900	381,000		
71	239,100	281,500	318,500	340,500	381,500		
72	239,600	282,600	319,100	341,100	382,000		
73	240,200	283,200	319,800	341,400	382,600		
74	240,900	283,900	320,000	342,000	383,100		
75	241,600	284,400	320,600	342,500	383,700		
76	242,100	285,200	321,200	343,100	384,300		
77	242,500	286,000	321,800	343,600	384,800		
78	243,000	286,600	322,300	344,100	385,300		
79	243,500	287,200	322,800	344,600	385,800		
80	243,800	287,800	323,300	345,000	386,300		
81	244,100	288,500	323,900	345,300	386,600		
82	244,400	289,000	324,400	345,600	387,100		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

83	244,700	289,400	324,800	346,000	387,500
84	245,000	289,800	325,300	346,300	387,900
85	245,300	290,000	325,800	346,800	388,300
86		290,200	326,200	347,100	
87		290,400	326,400	347,400	
88		290,600	326,800	347,700	
89		291,000	327,200	348,100	
90		291,200	327,600	348,400	
91		291,400	328,000	348,800	
92		291,600	328,400	349,100	
93		292,000	328,700	349,500	
94		292,200	328,900	349,800	
95		292,400	329,300	350,100	
96		292,700	329,600	350,400	
97		293,100	329,800	350,700	
98		293,400	330,100	351,100	
99		293,600	330,400	351,500	
100		293,900	330,700	351,900	
101		294,200	330,900	352,400	
102		294,400	331,200	352,800	
103		294,600	331,600	353,200	
104		294,900	331,800	353,600	
105		295,200	332,000	354,100	
106			332,200		
107			332,600		
108			332,800		
109			333,000		
110			333,400		
111			333,800		
112			334,200		
113			334,400		
	再任用職員	189,200	244,100	257,500	282,800
		215,800		323,600	365,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	給料月額						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	170,300	197,500	244,200	266,300	289,100	330,900	375,000
2	171,700	199,400	246,000	267,200	290,700	333,000	377,600
3	173,200	201,400	247,800	268,100	292,300	335,000	380,300
4	174,600	203,300	249,600	269,000	294,100	337,200	382,900
5	176,000	205,400	251,000	269,500	295,700	339,200	385,100
6	177,500	207,400	252,300	270,500	297,500	341,300	387,500
7	179,000	209,600	253,400	271,200	299,200	343,400	389,800
8	180,500	211,700	254,700	272,200	300,900	345,500	392,100
9	181,700	213,700	255,500	273,300	302,600	347,000	394,100
10	183,400	215,100	256,400	273,900	304,200	349,000	396,200
11	185,000	216,500	257,300	274,900	305,500	350,900	398,500
12	186,500	217,700	258,100	275,900	306,800	352,900	400,800
13	188,000	219,100	259,200	276,900	308,300	354,800	402,700
14	190,000	220,500	260,200	277,900	309,900	357,000	404,700
15	192,000	222,000	261,000	278,900	311,700	359,100	406,900
16	194,000	223,200	261,900	280,000	313,600	361,100	409,100
17	196,000	224,600	262,400	281,300	315,300	363,100	411,100
18	198,000	226,100	263,300	282,500	316,900	365,100	413,300
19	200,000	227,600	264,100	283,500	318,600	367,200	415,500
20	202,000	229,100	264,900	284,700	320,300	369,300	417,600
21	204,000	230,300	265,800	286,200	321,700	371,000	419,500
22	205,900	232,000	266,500	287,800	323,200	373,100	421,400
23	208,000	233,700	267,400	289,100	324,700	375,200	423,200
24	210,100	235,300	268,200	290,400	326,200	377,200	425,100
25	211,700	236,600	269,200	291,500	327,600	379,200	426,800
26	213,000	238,300	270,000	293,100	329,000	380,800	428,400
27	214,200	240,000	270,900	294,800	330,500	382,700	430,100
28	215,500	241,700	272,000	296,300	332,100	384,600	431,700
29	216,700	243,300	273,200	297,300	333,200	386,400	433,000
30	217,800	244,700	274,400	298,700	334,700	388,100	434,300
31	219,100	246,000	275,900	300,100	336,100	390,000	435,900
32	220,200	247,100	277,200	301,600	337,600	391,800	437,400
33	221,500	248,100	278,700	303,000	339,200	393,500	439,200
34	222,800	249,200	280,100	304,500	340,700	395,200	440,800
35	224,100	250,100	281,300	306,100	342,300	397,100	442,200
36	225,400	251,100	282,500	307,700	343,800	398,800	443,600
37	226,500	251,800	284,000	309,000	345,500	400,400	444,700
38	227,900	252,800	285,200	310,400	347,100	402,100	446,000
39	229,200	253,700	286,600	311,800	348,600	403,900	447,300

40	230,700	254,700	287,800	313,500	350,200	405,700	448,700
41	231,600	255,100	288,800	315,000	351,400	407,200	449,700
42	233,000	256,000	290,100	316,400	352,900	408,700	450,400
43	234,300	256,800	291,400	317,800	354,400	410,200	451,200
44	235,700	257,500	292,800	319,300	355,900	411,500	451,800
45	236,900	258,300	294,100	320,100	357,500	412,600	452,700
46	238,300	259,000	295,500	321,500	358,500	413,700	453,400
47	239,600	259,900	297,000	322,900	360,000	414,800	454,200
48	240,900	260,700	298,500	324,400	361,300	416,000	455,000
49	241,800	261,500	299,600	325,500	362,700	417,300	455,700
50	242,900	262,400	300,900	326,900	364,100	418,400	456,400
51	243,900	263,300	302,100	328,200	365,400	419,600	457,100
52	244,900	264,300	303,500	329,500	366,800	420,700	457,900
53	245,600	265,400	304,900	330,900	368,300	421,900	458,700
54	246,600	266,600	306,200	332,300	369,500	422,900	459,500
55	247,500	267,900	307,600	333,700	370,600	424,000	460,200
56	248,400	269,200	309,000	335,000	371,800	425,100	460,900
57	249,100	270,600	309,800	335,900	372,900	426,200	461,700
58	250,100	272,200	311,000	337,200	373,800	426,700	
59	250,700	273,600	312,200	338,400	374,800	427,300	
60	251,500	275,000	313,700	339,700	375,800	427,700	
61	252,300	276,300	314,800	340,800	376,400	428,300	
62	253,100	277,600	316,100	341,700	377,200	428,800	
63	253,900	279,000	317,400	342,900	378,000	429,200	
64	254,700	280,100	318,600	344,200	378,800	429,700	
65	255,400	281,200	319,900	345,300	379,500	430,300	
66	256,100	282,500	321,200	346,500	380,200	430,700	
67	256,900	283,800	322,500	347,700	381,000	431,000	
68	257,600	285,100	323,800	348,800	381,700	431,300	
69	258,400	286,200	324,500	349,800	382,300	431,700	
70	259,200	287,700	325,600	350,800	382,900		
71	260,100	289,200	326,700	351,900	383,600		
72	261,100	290,600	327,600	353,000	384,200		
73	262,400	291,600	328,900	353,800	384,900		
74	263,700	293,000	329,600	354,900	385,400		
75	264,800	294,200	330,700	356,100	386,000		
76	265,900	295,500	331,900	357,200	386,500		
77	266,800	296,900	333,000	357,900	386,900		
78	267,800	298,200	334,200	358,700	387,500		
79	269,000	299,400	335,300	359,500	388,000		
80	270,000	300,700	336,500	360,200	388,300		
81	270,900	301,200	337,600	360,800	388,600		
82	271,900	302,400	338,700	361,300	389,100		

83	272,900	303,500	339,700	361,900	389,500
84	273,800	304,700	340,800	362,400	389,800
85	274,600	305,800	341,700	363,000	390,100
86	275,400	307,000	342,700	363,500	390,600
87	276,300	308,200	343,600	364,100	391,100
88	277,200	309,300	344,600	364,600	391,500
89	278,000	310,600	345,600	365,000	391,800
90	278,900	311,800	346,400	365,400	392,200
91	279,700	313,000	347,200	366,000	392,700
92	280,700	314,300	348,000	366,500	393,100
93	281,600	315,100	348,600	366,800	393,500
94	282,600	315,800	349,200	367,300	
95	283,500	316,500	349,900	367,700	
96	284,500	317,100	350,500	368,000	
97	285,100	317,800	350,900	368,600	
98	285,900	318,100	351,300	369,100	
99	286,500	318,700	351,800	369,600	
100	287,400	319,400	352,200	370,100	
101	288,200	319,800	352,700	370,700	
102	289,000	320,400	353,100	371,200	
103	289,800	321,000	353,600	371,700	
104	290,600	321,600	354,000	372,100	
105	291,300	322,000	354,300	372,700	
106	291,800	322,500	354,800	373,200	
107	292,300	323,000	355,300	373,700	
108	292,800	323,500	355,600	374,200	
109	293,000	323,900	356,100	374,800	
110	293,300	324,300	356,600	375,200	
111	293,500	324,600	357,100	375,700	
112	293,900	324,900	357,600	376,200	
113	294,200	325,300	358,100	376,800	
114	294,400	325,700	358,600		
115	294,800	326,100	359,100		
116	295,100	326,400	359,500		
117	295,400	326,600	359,900		
118	295,700	326,900	360,300		
119	296,000	327,300	360,800		
120	296,400	327,500	361,300		
121	296,700	327,700	361,700		
122	297,100	328,000	362,200		
123	297,400	328,300	362,700		
124	297,800	328,600	363,200		
125	298,000	328,800	363,500		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

126	298,200	329,100
127	298,500	329,500
128	298,900	329,700
129	299,100	329,900
130	299,400	330,100
131	299,800	330,500
132	300,200	330,700
133	300,400	331,000
134	300,700	331,400
135	301,100	331,800
136	301,400	332,200
137	301,600	332,500
138	301,900	332,900
139	302,300	333,300
140	302,600	333,700
141	302,800	334,000
142	303,200	334,400
143	303,600	334,700
144	303,900	335,100
145	304,100	335,400
146	304,300	335,800
147	304,600	336,200
148	305,000	336,600
149	305,200	336,900
150	305,400	337,300
151	305,700	337,700
152	306,000	338,100
153	306,400	338,400
154	306,600	
155	306,800	
156	307,100	
157	307,400	
158	307,700	
159	308,000	
160	308,300	
161	308,700	
162	309,000	
163	309,300	
164	309,600	
165	310,000	
166	310,300	
167	310,600	
168	310,900	

169	311,300								
再任用職員	235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500		

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項から第五項までの規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1(第6条関係)  
第1号任期付研究員給料表

号給	給料	月額	額
1			399,000
2			457,000
3			517,000
4			598,000
5			695,000
6			794,000

別表第2(第6条関係)  
第2号任期付研究員給料表

号給	給料	月額	額
1			333,000
2			368,000
3			395,000

別表第3(第6条関係)  
特定任期付職員給料表

号給	給料	月額	額
1			377,000
2			423,000
3			473,000
4			535,000
5			610,000
6			712,000
7			833,000

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項から第五項までの規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を第三十六号とし、第十三号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 看護職員等処遇改善手当

第四条第一項第一号中「(人事委員会規則で定める職員を除く。)」を削る。

第六条の三の二の次に次の一条を加える。

(看護職員等処遇改善手当)

第六条の三の三 看護職員等処遇改善手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
  - 二 中央病院に勤務する職員(前号に掲げる職員を除く。)のうち、知事が指定する職員
  - 三 泉こども園に勤務する職員
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 月額一万二千二百円
  - 二 前項第二号に掲げる職員 月額三千二百円
  - 三 前項第三号に掲げる職員 月額九千円

(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五条第五項中「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改める。

第七条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五条第五項中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十一号)第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第九条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例第三条第二項

一 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第十条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第十一条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員等条例」という。)別表第一から別表第三までの改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員等条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定(給与条例第二十条第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員等条例第八条第三項から第五項までの改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員等条例の規定、第六条の規定による改正後の石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員報酬等条例」という。)の規定、第八条の規定による改正後の知事、副知事給与条例(附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。)、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(同項において「改正後の教育長給与等条例」という。)及び識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(同項において「改正後の監査委員給与等条例」という。)の規定並びに第十条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(附則第六項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第一条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例(以下この項において「改正後の任期付研究員等条例」という。)又は改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例又は第六条の規定による改正前の石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例又は改正後の

会計年度任用職員報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

- 5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第八条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第十条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 7 附則第四項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第三十四号

石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例

### 目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 自転車の安全で適正な利用に関する施策(第十一条―第十五条)

第三章 自転車保険への加入等(第十六条―第十八条)

第四章 自転車活用の推進に関する施策(第十九条―第二十二条)

### 附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関し、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)に定めるもののほか、基本理念を定め、県、自転車利用者及び市町の責務並びに県民等の役割を明らかにして、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に推進し、もって、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)に定めるカーボンニュートラルの社会及び県民が安心して暮らすことのできる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車利用者 道路(法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
- 三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- 四 事業者 事業を行う法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- 五 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 八 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- 九 自転車保険 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。

## (基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、市町、県民等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図るものであるという認識の下に行うものとする。

## (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、国、自転車利用者、市町、県民等と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、この条例の実現に向けて必要な環境の整備を行うものとする。

2 県は、市町がその区域の実情に応じた自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

3 県は、県民、事業者、関係団体等が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## (自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全かつ適正に利用しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めるものとする。

3 自転車利用者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (市町の責務)

第六条 市町は、第三条の基本理念にのっとり、国、県、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、その区域の実情に応じた自転車の安全で適正な利用及び活用に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 市町は、国及び県が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (県民の役割)

第七条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (保護者の役割)

第八条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第九条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (関係団体の役割)

第十条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用の推進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 自転車の安全で適正な利用に関する施策

## (交通安全教育及び広報啓発)

第十一条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育、広報及び啓発を行うものとする。

2 学校は、その学校の児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)が、自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全教育を実施するものとする。

## (自転車の点検及び整備)

第十二条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、

貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう助言に努めるものとする。

(安全利用の情報提供等)

第十三条 自転車小売業者は、当該自転車小売業者から自転車を購入しようとする者又は当該自転車小売業者に自転車の点検、整備若しくは修理を依頼しようとする者(以下「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 自転車貸付業者は、当該自転車貸付業者から自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 3 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するものとする。

(乗車用ヘルメット着用の推進)

第十四条 県、学校及び関係団体は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を推進するため、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の同居者等の助言)

第十五条 高齢者と同居等をする者は、その同居等をする高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めるものとする。

### 第三章 自転車保険への加入等

(自転車保険への加入)

第十六条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この項において同じ。)は、自転車保険に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車保険への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車保険に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車保険への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車保険に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車保険への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければならない。

(自転車保険への加入の確認等)

第十七条 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検、整備若しくは修理をするときは、当該自転

- 車購入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の加入の有無を確認しなければならない。
- 2 前項の場合において、自転車小売業者は、当該自転車購入者等が当該自転車の利用に係る自転車保険に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車保険への加入に関する情報を提供し、及び自転車保険への加入を勧めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者のうちに、通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者は、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車保険に加入していないときは、当該従業者に対し、自転車保険への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 学校は、その児童等のうちに、通学の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該児童等に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 6 自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車保険に関する情報の提供等)

第十八条 県は、市町、自転車保険を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車保険への加入を促進するため、自転車保険に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校は、自転車を利用する児童等及びその保護者に対し、自転車保険に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 自転車活用の推進に関する施策

(自転車を快適に利用できるまちづくり)

第十九条 県は、国及び市町と連携して、自転車を快適に利用できるまちづくりを推進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車を活用したスポーツの推進)

第二十条 県は、国及び市町その他関係団体と連携して、県民の体力の向上を図るため、自転車を活用したスポーツを推進し、誰もが自転車を楽しむことができる機会の創出に努めるものとする。

(自転車を活用した観光振興及び地域の活性化)

第二十一条 県は、国及び市町その他関係団体と連携して、観光の振興及び地域の活性化を図るため、国内外からの旅行者に対し自転車を活用した観光を推進し、県民及び旅行者が自転車を利用しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条並びに第十七条第一項及び第二項の規定は、規則で定める日から施行する。

